

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

◇告 示

目 次

生活保護法による医療機関の指定
市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正

県自然環境保全地域の指定の案の縦覧

県自然環境保全計画の案の縦覧

家畜商講習会の開催

土地改良事業計画の適否の決定

数人が共同して行う土地改良事業の認可

土地改良事業の認可(十七件)

保安林の指定の解除

米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会
の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇選 挙 告 示

選挙管理委員会の招集
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数
の五十分の一の数等

◇正 誤

昭和五十五年九月鳥取県地方労働委員会告示第一号中訂
正

告 示

鳥取県告示第八百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社太陽堂薬局 倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二番 地一	昭和五十五年九月二十二日

鳥取県告示第八百四十九号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年十二月一日から施行する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 林 鴻 三

鳥 取 市	二二五人	を	鳥 取 市	二二九人	に
米 子 市	二二一人	を	米 子 市	二二四人	に
智 頭 町	二八人	を	智 頭 町	二九人	に
気 高 町	二三人	を	気 高 町	二四人	に
北 条 町	一六人	を	北 条 町	一七人	に
東 伯 町	三五人	を	東 伯 町	三六人	に
西 伯 町	一九人	を	西 伯 町	二〇人	に
会 見 町	一〇人	を	会 見 町	一一人	に
日 南 町	三四人	を	日 南 町	三一人	に

改める。

鳥取県告示第八百五十号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定する
予定であるので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保地域の名称

金華山県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

西伯郡西伯町大字八金字金華山一二二九、一二三〇、一二三一及び一二三二の全域

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び西伯町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和五十五年十月三日から二週間

鳥取県告示第八百五十一号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり金華山県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保全計画の決定の案の概要

金華山県自然環境保全地域に関する保全計画

(一) 保全すべき自然環境の特質

ア 植生

保全すべき地域の植生は主として樹齢約五十年から三百年のシイノキ、カシ、ツバキなどの常緑広葉樹林からなっている。

イ 地形、地質

保全すべき地域の地形は金華山中腹以高にみられる急崖、洞くつなどの微地形と奇岩である。金華山は孤立状の山体と風化侵食作用を受けやすい凝灰角礫岩からできているため、山頂付近には傾斜度五十五度から七十五度、比高二十メートルから三十メートルの変化に富んだ急崖や奥行四メートル前後の洞くつ、更には巨大な岩塊が各所に分布し特異な地形を形成している。これらの地形は凝灰角礫岩特有の地形ではあるが金華山のような小山体に数多く発達していることは珍しい現象に属し学術上はもちろんのこと景観上においても貴重な地形である。

(二) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

- (1) 金華山の特異な地形を保全するため、指定地域の全部を特別地区に指定する。
- (2) 特別地区における木竹の伐採の方法は択伐によるものとする。ただし、森林の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積の皆伐ができるものとする。

(三) 保全施設に関する方針

優れた地形の保全を図り併せて自然解説を行うため、巡視歩道を整備するとともに注意標、解説板など各種の標識類を設置する。なお必要に応じ、砂防施設及び防火施設などを設ける。

(四) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名称	位置及び区域	総面積
金華山特別地区	西伯郡西伯町大字八金字金華山二二二九、一二三〇、一二三一及び一二三二の全域	六・一ヘクタール

(五) 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する同条第四項の許可を受けないで行うことのできる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区域	伐採の方法及びその限度	面積
西伯郡西伯町大字八金字金華山の一部	択伐(択伐率現在蓄積の三〇パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(一伐区の面積は二ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。	六・一ヘクタール

(六) 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称種	位置	工種	摘要
標識	西伯郡西伯町大字 八金字金華山	新設	注意標 解説板
巡視歩道	"	改良	
その他の施設	"	新設	境界柱は必要な箇所に設置する。
砂防施設	"		必要に応じ設置する。
防火施設	"		"

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び西伯町役場

三 保全計画の案の縦覧期間

昭和五十五年十月三日から二週間

鳥取県告示第八百五十二号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催日時

昭和五十五年十月二十八日及び二十九日 八時三十分から十七時まで

二 開催場所

倉吉市巖城 中部総合事務所第六会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪へき、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として、二千円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和五十五年十月十五日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙 はり付け欄	写真 はり付け欄
---------------	-------------

鳥取県知事 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

郵便番号 □□□-□□

氏名

㊟

鳥取県告示第八百五十三号

昭和五十五年七月三十日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(別府地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

西伯郡岸本町吉定五八番地有木英昭ほか十一人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(木戸口地区ほ場整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用

する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十五号

泊村から申請のあつた村営土地改良(園地区農業用排水、農道整備及び農地保全を一体としたもの)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十六号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(大寺地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十七号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(半川地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十八号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(御机三階平)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百五十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(杉谷下白草里)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(助沢前田)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十一号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(助沢向山)地区農道

整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(小江尾上井手)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(御机後袖)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和

五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(御机大石)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十五号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(助沢)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十六号

関金町から申請のあつた町営土地改良(米富地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十七号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(山口地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十八号

中山町から申請のあつた町営土地改良(庄田地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十九号

中山町から申請のあつた町営土地改(庄田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十号

中山町から申請のあつた町営土地改良(庄田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十一号

中山町から申請のあつた町営土地改良(庄田地区客土)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地及び公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七十三号

土地区画整理法施行(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定により、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧期間 昭和五十五年十月十三日から同月二十七日まで

二 縦覧場所 米子市久米町七番地

鳥取県米子都市開発事務所

三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

鳥取県告示第八百七十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年十月六日から施行する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の商工組合中央金庫の項中

鳥取支店米子出張所

米子市

加茂町二丁目

を

米子支店

米子市加茂町二丁目

に改

める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

昭和五十五年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年十月六日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県選挙啓発市町村ブロック研修会について

(2) 市町村明るい選挙推進協議会育成事業について

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

昭和五十五年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 八七七五

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四六二三七

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三〇三〇八

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三〇一〇六

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二三四五

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八七六七
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六八五〇
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四六一二
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五九二九
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七三五三
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三〇一八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六九五二

正 誤

昭和五十五年九月鳥取県地方労働委員会告示第一号（地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

二十

遠藤 崇 大

遠藤 崇 大三、セ、セ